

# 肥料価格高騰対策事業（追加申請）

1月に申請を行った後、令和5年5月末までに購入された肥料などを対象として、追加申請が可能です。

※新たな対策ではありません。

## 事業の内容

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料費の増加分の7割を支援します。支援対象となる肥料は、R4年6月～R5年5月に購入した肥料が対象です。

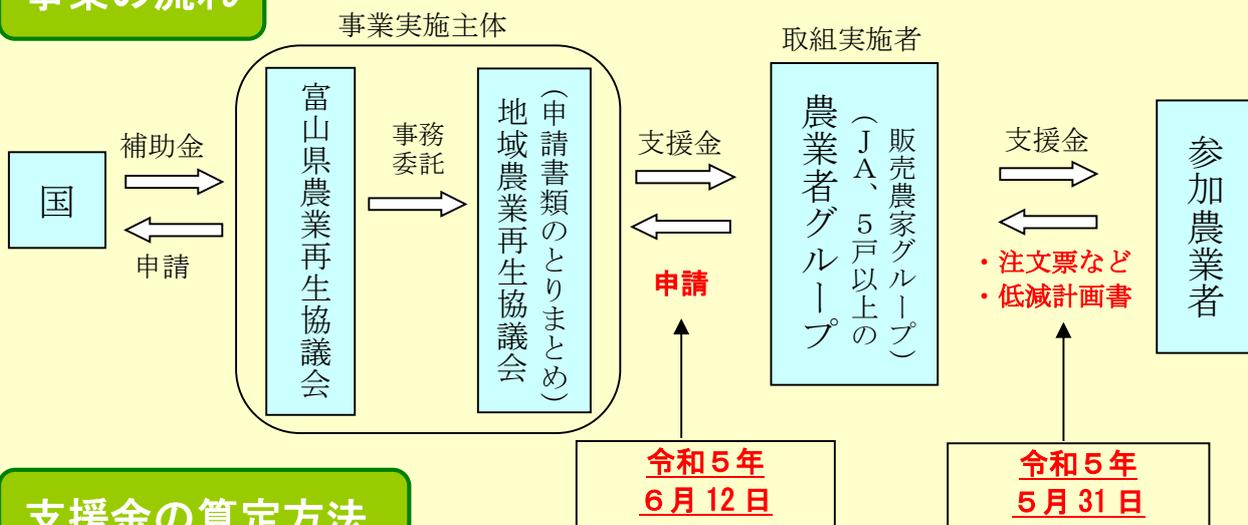
※今回の追加申請は、原則R5年2月～R5年5月に購入した分が対象です。

## 支援の対象者

- ①化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を行う農業者のグループ（JA、農事組合法人、その他農業者の組織する団体など）で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあること。
- ②農業者グループは5戸以上の販売農家が参加していること。

初めて申請される場合は、①及び②の要件を満たしている必要があります。

## 事業の流れ



## 支援金の算定方法

支援金は、下記の算定式によって計算します。

$$\text{支援金} = (\text{当年の肥料費} - \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}) \times 0.7$$

※価格上昇率は、1.4、低減率は、0.9です。

当年の肥料費＝今回の購入肥料です。

※支援金の支払いには、肥料の種類、数量、購入費について確認できる書類（注文票、請求書、領収書など）と、化学肥料低減の取組を2つ以上行う化学肥料低減計画書が必要です。

1月末に申請された農業者が、追加申請される場合は、低減計画書は不要です。  
新たに申請する場合は、低減計画書の作成が必要です。

## 支援の対象となる取組

支援の対象となる「化学肥料低減の取組」は右表のとおりです。令和5年度までに、2割以上の化学肥料低減に向けて右表メニューのうち2つ以上取り組む必要があります。

既に取り組んでいるものについては、取組の強化・拡大で支援の対象となります。

主に生産している作物について2つ以上の低減取組を行うことが事業の参加要件ですので、例えば水稻を主に生産していて、大豆、大麦、野菜等も生産している場合、水稻についての取組を化学肥料低減計画書に記載してください。

- ア) 土壌診断による施肥設計
- イ) 生育診断による施肥設計
- ウ) 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ) 堆肥の利用
- オ) 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ) 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
- キ) 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク) 緑肥作物の利用
- ケ) 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ) 低成分肥料(単肥配合を含む。)の利用
- サ) 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
- シ) 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス) 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ) 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）
- ソ) 地域特認技術

## 支援の対象となる肥料

肥料法に基づく肥料が対象です。（加工床土、ゼオライト等は含みません）

### ○ 肥料法に基づく肥料とは？

- ① 普通肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、けい酸質肥料、化成肥料等）
- ② 特殊肥料（含鉄物、貝化石粉末、堆肥等）

肥料法に基づき登録又は届出がある肥料には、保証票もしくは肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示等が記載されています。

例	生産業者保証票	特殊肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示)
	登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 ~	肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 正味重量 生産した年月 生産業者(表示者)の氏名又は名称及び住所(原料) (主要な成分の含有量等)

《 化成肥料の表示 》

《 貝化石粉末等 》

※ ( ) は、たい肥等の表示

## 問い合わせ先

氷見市農林畜産課 (TEL:74-8086)  
 JA 氷見市営農販売課 (TEL:74-8871)  
 その他肥料販売店等にお問い合わせください。